鳥栖市電子契約システム導入業務
質問回答書

令和 7 年 7 月 18 日

番号	書類名称	項目番号	質問事項	回答事項
1	鳥栖市電子契約システム導入業務仕様書	１ページ ４．(1) ② ア	「ア．電子署名法の第 2 条における電子署名の定義を間違いなく遵守するため、電子署名を付与せずに書類が送信されることがないよう、送信時に署名情報が確実（自動的）に付与される機能であること。」 と記載がありますが、こちらはどのような機能になるでしょうか。 契約締結の際には、貴市にて電子契約締結依頼を起票され、起票時に、貴市および相手方の署名者情報（署名依頼送信先情報）を入力し、送信。送信先のそれぞれの署名者にて、電子署名を行い、署名者情報が付与される、という機能では満たしていないことになるでしょうか。	契約書をクラウド上にアップロード後、発注者、受注者で確認した際に、契約相手方への送信までに署名情報が確実に付与される機能であり、署名情報の付与し忘れを防止する目的の機能になります。 確実に署名情報が付与されるのであれば問題ありません。
2	鳥栖市電子契約システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領	５.提案書等の作成及び提出＞⑴提出書類・必要部数」	副本におけるマスキング処理の具体的な範囲をご教示ください。以下の項目についてはマスキングが必要でしょうか： ・提案書において、導入実績等を記載する際の具体的な官公庁名。 ・業務実績調書（様式第２号）における発注者名（例：〇〇市、〇〇県等） ・実施体制調書（様式第３号）における担当者個人名 ・自社のシステム名称・サービス名称	マスキング処理を実施してください。

3	鳥栖市電子契約システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領	５.提案書等の作成及び提出＞⑴提出書類・必要部数」	マスキング処理の方法として、黒塗り以外に「A社」「B 市」等の記号化による処理は可能でしょうか。	提案者名が分からないのであれば可能とします。
4	書類の様式について		今回ご用意いただいた書類一式に「様式５」が含まれておりません。様式５は提出不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	鳥栖市電子契約システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領	５.提案書等の作成及び提出＞⑴提出書類・必要部数」	⑥費用の見積について、任意様式でよろしいでしょうか。押印の要否及び押印が必要な場合の印鑑の種類（実印・認印等）について、ご指定がございましたらご教示ください	任意様式にて提出してください。 押印は不要とします。

6	鳥栖市電子契約システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領	6.プレゼンテーション及びヒアリングによる審査	プレゼンテーション時間（40 分）の中で、システムの操作デモンストレーションの実施は必要でしょうか。必要な場合、操作デモンストレーションの画面で表示される商品名、サービスロゴの掲載は問題ございませんでしょうか。	操作デモンストレーションの実施は不要です。
7	電子契約システムの運用開始時期について		電子契約システムの実際の運用開始時期(契約相手方が電子契約を利用できるようになる時期)について、貴市としての想定時期がございましたらご教示ください。 もし、運用開始時期についても事業者からの提案に委ねられるのであれば、併せてご回答ください。	令和７年度中に運用開始を想定しています。
8	鳥栖市電子契約システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領	５．提案書等の作成及び提出⑴提出書類・必要部数	①～⑦について全ての書類を製本したものを、原本 1 部と副本 7 部必要という認識でしょうか。あるいは一部資料（例えば⑦だけ 1 部のみ等）で製本する必要がないようでしたら、ご教示ください。	原本、副本ともに①～⑦を提出して下さい。 製本は不要です。

9	鳥栖市電子契約システム導入業務仕様書	(2) システムの非機能要件②適法性	「建設業法施行規則（昭和 24 年省令第 14 号）第 13 条の 4 第 2 項の技術的基準に適合するものとして回答されていること。」とあるが、本要件は建設工事関連契約にて電子契約を行うという目的から、令和 2 年に改正がされている現行法の技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得していることが必須という認識でよいでしょうか。	令和 2 年改正後の建設業法施行規則（昭和 24 年省令第 14 号）第 13 条の 4 第 2 項で定められている技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得していることは必須ではありません。 改正前、改正後に関わらず建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項で定められている技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得していれば要件を満たします。
１０	鳥栖市電子契約システム導入業務仕様書	（５）保守・運用対応の要件③バックアップ	「定期的にバックアップを行うこと」について、クラウドサービスでは一般的には 15 世代以上が推奨されていますが、同様の認識でしょうか。	仕様書においてバックアップについて､15 世代以上の世代管理を要件としていません。
１１	鳥栖市電子契約システム導入業務仕様書	(6) 情報セキュリティ対策① セキュリティ対策及び保守等に関する要件	「公示日時点において、内部統制を評価する SOC2 保証報告書を受領しているサービスであること。」について SOC2 は type2 まで取得できていれば問題ないでしょうか。	SOC2 保証報告書を受領しているサービスであれば問題ありません。（type の種別は問わない）